

監査基準委員会報告書 620「専門家の業務の利用」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 620</p> <p style="text-align: center;">専門家の業務の利用</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2021年 6月 8日 改正 2021年 8月 19日 <u>最終改正 2022年 6月 16日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第50号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 《 1. 本報告書の範囲》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>2. 本報告書は、以下の場合を取り扱うものではない。</p> <p>(1) 監査チームが会計又は監査の特殊な領域で専門知識を有するメンバーを含む場合又は監査チームが会計又は監査の特殊な領域で専門知識を有する個人若しくは組織に専門的見解の問合せを実施する場合（これらは、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の A19 項で取り扱う。）</p> <p>(2) 企業が財務諸表を作成するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織（経営者の利用する専門家）の業務を監査人が利用する場合（これは、監査基準委員会報告書 500「監査証拠」の A34 項から A48 項で取り扱う。）</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 III 適用指針》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>監査基準委員会報告書 620</p> <p style="text-align: center;">専門家の業務の利用</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正 2021年 8月 19日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第50号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 《 1. 本報告書の範囲》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>2. 本報告書は、以下の場合を取り扱うものではない。</p> <p>(1) 監査チームが会計又は監査の特殊な領域で専門知識を有するメンバーを含む場合、又は監査チームが会計又は監査の特殊な領域で専門知識を有する個人若しくは組織に専門的見解の問合せを実施する場合（これらは、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の A8 項、A17 項から A19 項で取り扱う。）</p> <p>(2) 企業が財務諸表を作成するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織（経営者の利用する専門家）の業務を監査人が利用する場合（これは、監査基準委員会報告書 500「監査証拠」の A34 項から A48 項で取り扱う。）</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 III 適用指針》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

新	旧
<p>《 2. 監査人の利用する専門家の必要性の判断》（第 6 項参照） （省 略）</p> <p>A6. 会計以外の分野における専門知識を利用して財務諸表が作成されている場合、監査人は会計及び監査に精通しているものの、財務諸表の監査に必要な当該専門知識を有していないことがある。</p> <p>監査責任者は、監査チーム及び当該チームの一員ではない専門家が、<u>全体として、監査業務を実施するための十分な時間を含む適性及び適切な能力を有しているかを判断することが求められている</u>（監基報 220 第 25 項から第 28 項参照）。さらに、監査人は、監査の実施に必要な監査チームメンバーの能力、時期及び人数を明確にすることが求められている（監査基準委員会報告書 300「監査計画」第 7 項(5)参照）。</p> <p>これらの要求事項を満たすに当たり、専門家の業務を利用するかどうか、利用する場合には、いつ、どの程度利用するかについての監査人の判断が必要になることがある。また、監査人は、監査の進捗に伴い、又は状況の変化により、専門家の業務の利用に係る当初の判断を見直すことが必要になることがある。</p> <p>A7. 会計又は監査以外の分野の専門家ではない監査人であっても、当該分野について、専門家の業務を利用することなく、監査を実施するための十分な理解が得られることもある。</p> <p>この理解は、例えば、以下を通じて得ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の作成に際して当該専門知識が要求される企業の監査経験 ・ 当該特定分野での教育又は専門的能力の開発 <p>これには、当該特定分野における監査人自身の能力を高めるために、適切な研修への参加や関連分野で専門知識を有する者との討議が含まれる。このような討議とは、特定の監査業務において行われる特定の状況に関する専門家への専門的な見解の問合せと異なる。専門家への専門的な見解の問合せにおいては、専門家は十分に関連する事実の提供を受け、特定の事項について詳細な情報を得た上で助言する。（監基報 220 の A99 項から A102 項参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の業務を実施した監査人との討議 <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>《 2. 監査人の利用する専門家の必要性の判断》（第 6 項参照） （省 略）</p> <p>A6. 会計以外の分野における専門知識を利用して財務諸表が作成されている場合、監査人は会計及び監査に精通しているものの、財務諸表の監査に必要な当該専門知識を有していないことがある。</p> <p>監査責任者は、監査チーム及び当該チームの一員ではない専門家が、監査業務を実施するために適性及び能力を総合的に備えていることを確かめることを求められている（監基報 220 第 13 項参照）。さらに、監査人は、監査の実施に必要な監査チームメンバーの能力、時期及び人数を確かめることが求められている（監査基準委員会報告書 300「監査計画」第 7 項(5)参照）。</p> <p>これらの要求事項を満たすに当たり、専門家の業務を利用するかどうか、利用する場合には、いつ、どの程度利用するかについての監査人の判断が必要になることがある。また、監査人は、監査の進捗に伴い又は状況の変化により、専門家の業務の利用に係る当初の判断を見直すことが必要になることがある。</p> <p>A7. 会計又は監査以外の分野の専門家ではない監査人であっても、当該分野について、専門家の業務を利用することなく、監査を実施するための十分な理解が得られることもある。</p> <p>この理解は、例えば、以下を通じて得ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の作成に際して当該専門知識が要求される企業の監査経験 ・ 当該特定分野での教育又は専門的能力の開発 <p>これには、当該特定分野における監査人自身の能力を高めるために、適切な研修への参加や関連分野で専門知識を有する者との討議が含まれる。このような討議とは、特定の監査業務において行われる特定の状況に関する専門家への専門的な見解の問合せと異なる。専門家への専門的な見解の問合せにおいては、専門家は十分に関連する事実の提供を受け、特定の事項について詳細な情報を得た上で助言する（監基報 220 の A18 項参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の業務を実施した監査人との討議 <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《 3. 監査手続の種類、時期及び範囲》（第 7 項参照）</p> <p>A10. 本報告書の第 8 項から第 12 項の要求事項に関する監査手続の種類、時期及び範囲は、個々の状況に応じて異なる。例えば、以下の状況においては、異なる手続やより広範囲な手続の必要性を示唆することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の業務が主観的かつ複雑な判断を伴う重要な事項に関係している。 ・ 監査人が以前に専門家の業務を利用しておらず、当該専門家の適性、能力及び客観性について予備知識がない。 ・ 専門家が個々の事項に関して専門的な見解の問合せに対して助言を提供するのではな 	<p>《 3. 監査手続の種類、時期及び範囲》（第 7 項参照）</p> <p>A10. 本報告書の第 8 項から第 12 項の要求事項に関する監査手続の種類、時期及び範囲は、個々の状況に応じて異なる。例えば、以下の状況においては、異なる手続やより広範囲な手続の必要性を示唆することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の業務が主観的かつ複雑な判断を伴う重要な事項に関係している。 ・ 監査人が以前に専門家の業務を利用しておらず、当該専門家の適性、能力及び客観性について予備知識がない。 ・ 専門家が個々の事項に関して専門的な見解の問合せに対して助言を提供するのではな

新	旧
<p>く、監査に不可欠な手続を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家が外部の専門家であるため、監査事務所の品質管理システムに従っていない。 <p>《監査事務所の品質管理の方針と手続》（第7項(5)参照）</p> <p>A11. 内部の専門家が監査事務所の社員等や非常勤者を含む専門職員（例：専門要員）である場合には、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所の品質管理」に準拠した当該事務所の品質管理システムに従う（品基報第1号第16項(23)及び監基報220第3項参照）。</p> <p>内部の専門家がネットワーク・ファームの社員等や専門職員（非常勤者を含む。）である場合もあり、その者は品質管理基準委員会報告書第1号に従ってネットワークの要求事項やネットワークのサービスのための監査事務所の方針又は手続に従う。</p> <p>例えば、ネットワーク・ファームの内部の専門家は、監査事務所と同じネットワークの一部であるため、監査事務所と共通の品質管理の方針又は手続に従うことがある。</p> <p>A12. 品質管理基準委員会報告書第1号第32項は外部の専門家の利用を含む、監査事務所によるサービス・プロバイダーからの資源の利用についての対応を求めている。外部の専門家は、監査チームの一員ではないため、品質管理基準委員会報告書第1号に準拠した品質管理システム下における方針又は手続が適用されないことがある（品基報第1号第16項(6)参照）。また、職業倫理に関する規定に関する監査事務所の方針又は手続は外部の専門家に対して適用される方針又は手続が含まれることがある（品基報第1号第29項(2)参照）。</p> <p>A13. 監査基準委員会報告書220のA4項に記載のとおり、監査業務での品質管理は、監査事務所の品質管理システムにより裏付けられ、また監査業務の具体的な内容と状況により影響を受ける。</p> <p>例えば、監査人は監査事務所の以下の関連する方針又は手続に依拠することができることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用と研修を通じた、適性と能力 ・ 客観性 <p>内部の専門家は、職業倫理で要求される事項（独立性に関する事項を含む。）に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部の専門家の業務の適切性に関する監査人の評価 <p>例えば、監査事務所の研修によって、内部の専門家はその専門知識と監査プロセスの関連性について適切な理解を得ることがある。このような研修への依拠は、専門家の業務の適切性を評価する監査人の手続の種類、時期及び範囲に影響を与えることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理のシステムの監視を通じた、法令等の遵守 ・ 専門家との合意 <p>監査人が監査事務所の方針又は手続に依拠するか否かを判断するために考慮する事項は、監査基準委員会報告書220第4項(2)及びA10項に記載されている。監査事務所の方針又は</p>	<p>く、監査に不可欠な手続を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家が外部の専門家であるため、監査事務所の品質管理の方針と手続に従っていない。 <p>《監査事務所の品質管理の方針と手続》（第7項(5)参照）</p> <p>A11. 内部の専門家が監査事務所の社員等や専門職員（非常勤者を含む。）である場合には、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所の品質管理」に準拠した当該事務所の品質管理の方針と手続に従う（品基報第11項(4)及び監基報220第2項参照）。</p> <p>一方、内部の専門家がネットワーク・ファームの社員等や専門職員（非常勤者を含む。）である場合があり、監査事務所はネットワーク・ファームと共通の品質管理の方針及び手続を共有することがある。</p> <p>A12. 外部の専門家は、監査チームの一員ではないため、品質管理基準委員会報告書第1号に準拠した品質管理の方針と手続は適用されない（品基報第11項(4)参照）。</p> <p>A13. 監査基準委員会報告書220に記載のとおり、監査チームは、監査事務所又は第三者から品質管理のシステムに改善を要する事項が存在する旨の通知がない限り、個々の監査業務における品質管理において、監査事務所が定めた品質管理のシステムに依拠することができる（監基報220第4項参照）。</p> <p>依拠の程度は、個々の状況に応じて異なり、以下に関する監査人の手続の種類、時期及び範囲に影響を与えることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用と研修を通じた、適性と能力 ・ 客観性 <p>内部の専門家は、職業倫理で要求される事項（独立性に関する事項を含む。）に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部の専門家の業務の適切性に関する監査人の評価 <p>例えば、監査事務所の研修によって、内部の専門家はその専門知識と監査プロセスの関連性について適切な理解を得ることがある。このような研修や、専門家の業務範囲を決定する手順などのプロセスへの依拠は、専門家の業務の適切性を評価する監査人の手続の種類、時期及び範囲に影響を与えることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理のシステムの監視を通じた、法令等の遵守 ・ 専門家との合意 <p>品質管理のシステムに依拠することによっても、本報告書の要求事項を満たす監査人の責任は軽減されない。</p>

新	旧
<p>手続に依拠することによっても、本報告書の要求事項を満たす監査人の責任は軽減されない。</p> <p>《4. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性》（第8項参照） （省 略）</p> <p>A15. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性に関する情報は、以下のような様々な情報源によってもたらされることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該専門家が以前に提供した業務を利用した経験 当該専門家との討議 当該専門家の業務に精通している他の監査人等との討議 当該専門家の資格、専門家団体又は業界団体への加入状況、開業免許等についての情報 当該専門家が公表した論文又は著作物 監査事務所の品質管理システム（A11項からA13項参照） <p>（省 略）</p> <p>《6. 監査人の利用する専門家との合意》（第10項参照） （省 略）</p> <p>A26. 監査人と専門家の上に書面又は電磁的記録による合意がない場合、合意の内容は、例えば以下に含まれる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査計画時のメモ又は監査手続書などの関連する監査調書 監査事務所の品質管理システムにおける方針又は手続 <p>内部の専門家の場合、監査事務所の品質管理システムには、専門家の業務に関連する方針又は手続が含まれていることがある。監査調書における文書化の範囲は、そのような方針又は手続の内容に依存している。例えば、監査事務所が専門家の業務を利用する状況に関して詳細な手順を定めている場合には、監査調書において合意の内容を文書化することは必ずしも要求されない。</p> <p>（省 略）</p> <p>《IV 適用》 （省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022年6月16日）は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第 	<p>《4. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性》（第8項参照） （省 略）</p> <p>A15. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性に関する情報は、以下のような様々な情報源によってもたらされることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該専門家が以前に提供した業務を利用した経験 当該専門家との討議 当該専門家の業務に精通している他の監査人等との討議 当該専門家の資格、専門家団体又は業界団体への加入状況、開業免許等についての情報 当該専門家が公表した論文又は著作物 監査事務所の品質管理の方針と手続（A11項からA13項参照） <p>（省 略）</p> <p>《6. 監査人の利用する専門家との合意》（第10項参照） （省 略）</p> <p>A26. 監査人と専門家の上に書面又は電磁的記録による合意がない場合、合意の内容は、例えば以下に含まれる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査計画時のメモ、又は監査手続書などの関連する監査調書 監査事務所の方針と手続 <p>内部の専門家の場合、当該専門家が従う定められた方針と手続には、専門家の業務に関連する特別な方針と手続が含まれていることがある。監査調書における文書化の範囲は、そのような方針と手続の内容に依存している。例えば、監査事務所が専門家の業務を利用する状況に関して詳細な手順を定めている場合には、監査調書において合意の内容を文書化することは必ずしも要求されない。</p> <p>（省 略）</p> <p>《IV 適用》 （省 略）</p>

新	旧
<p data-bbox="264 302 1457 380"><u>2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。</u></p> <p data-bbox="1317 436 1442 470">以 上</p>	<p data-bbox="2576 436 2700 470">以 上</p>

以 上